

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、生物の多様性の損失が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしている中で、我が国においても生物の多様性の損失が続いている状況に鑑み、この状況を改善する地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等の措置を講じ、もって豊かな生物の多様性を確保し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 「生物の多様性」とは、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいうものとする。

2 「生物の多様性の増進」とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいうものとする。

3 「地域生物多様性増進活動」とは、里地、里山その他の人の活動により形成された生態系の維持又

は回復、生態系の重要な構成要素である在来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する在来生物をいう。）の生息地又は生育地の保護又は整備、生態系に被害を及ぼす外来生物（同項に規定する外来生物をいう。）の防除及び鳥獣の管理その他の地域における生物の多様性の増進のための活動をいうものとする。

4 「連携地域生物多様性増進活動」とは、地域生物多様性増進活動のうち、地域の自然的社会的条件に応じ、市町村と地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいうものとする。

（第二条関係）

三 基本理念

生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならないものとする。

（第三条関係）

四 国の責務

1 国は、我が国における生物の多様性の状況の推移を把握するよう努めるとともに、基本理念にのっとり、生物の多様性の増進に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、地方公共団体又は事業者、国民若しくはこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）による地域生物多様性増進活動の促進を図るため、必要な資金の確保、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（第四条関係）

五 地方公共団体の責務

1 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その区域の自然的社会的状況に応じた生物の多様性の増進に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、地域生物多様性増進活動を自ら実施するとともに、その区域の事業者等の地域生物多様性増進活動の促進を図るため、1の施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（第五条関係）

六 事業者の努力

事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動における生物の多様性の重要性に対する関心と理解を深め、その事業活動の内容に即した地域生物多様性増進活動を実施するよう努めるものとする。

（第六条関係）

七 国民の努力

国民は、基本理念にのっとり、生物の多様性の重要性に対する関心と理解を深め、地域生物多様性増進活動を実施し、又は地域生物多様性増進活動に協力するよう努めるものとする。

（第七条関係）

第二 基本方針

一 主務大臣は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二 基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項に規定する生物多様性国家戦略、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画、環境と調和のとれた食料

システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十五条第一項に規定する基本方針及び都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八十七条第一項に規定する緑地確保指針との調和が保たれたものでなければならぬものとする。こと。（第八条関係）

第三 地域生物多様性増進活動の促進等の措置

一 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定等

1 地域生物多様性増進活動を行おうとする者（連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村を除く。）は、単独で又は共同して、地域生物多様性増進活動の実施に関する計画（以下「増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。

2 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域における連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画（以下「連携増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。

3 増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画には、地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様

性増進活動の内容及び実施時期、区域、目標、実施体制、計画期間等を記載しなければならないものとする。

4 主務大臣は、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画が、基本方針に照らして適切なものであり、かつ、当該地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動を確実に遂行するために適切なものである等と認めるときは、その認定をするものとする。

5 増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画に係る変更の認定、認定の取消し等について所要の規定を設けること。

6 連携増進活動実施計画に市町村と連携して連携地域生物多様性増進活動を行う者（以下「連携活動実施者」という。）が行う連携地域生物多様性増進活動に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該連携活動実施者の同意を得なければならないものとする。

7 連携増進活動実施計画を作成しようとする市町村は、連携増進活動実施計画の作成に関する協議及び連携増進活動実施計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができるものとする。

ること。

8 主務大臣は、認定等に関する事務（申請の受付、申請に係る地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域の状況及び実施体制の確認その他これらに準ずるものに限る。）を、独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとする。（第九条から第十四条まで関係）

二 認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に係る法律上の特例

1 自然公園法の特例

イ 増進活動実施計画の認定を受けた者（以下「認定増進活動実施者」という。）又は連携増進活動実施計画の認定を受けた市町村（以下「認定連携市町村」という。）及び当該連携増進活動実施計画に係る連携活動実施者（以下「認定連携活動実施者」という。）が自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（以下「国立公園」という。）又は同法第二条第三号に規定する国定公園（以下「国定公園」という。）の区域内において認定を受けた増進活動実施計画（以下「認定増進活動実施計画」という。）又は認定を受けた連携増進活動実施計画（以

下「認定連携増進活動実施計画」という。）に従って同法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二條第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなすものとする。

ロ 認定増進活動実施者又は認定連携市町村及び認定連携活動実施者（以下「認定連携市町村等」という。）が国立公園又は国定公園の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しないものとする。

ハ 認定増進活動実施計画に従って行われる地域生物多様性増進活動（以下「認定増進活動」という。）又は認定連携増進活動実施計画に従って行われる連携地域生物多様性増進活動（以下「認定連携増進活動」という。）に国立公園又は国定公園の区域内における自然公園法第二条第七号に規定する生態系維持回復事業が含まれる場合における当該生態系維持回復事業についての同法の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定が

あつたことをもつて、同法第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は同法第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定があつたものとみなすものとする。

2 自然環境保全法の特例

イ 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十二条第一項の規定による自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）又は同法第三十五条の二第一項の規定による沖合海底自然環境保全地域（以下「沖合海底自然環境保全地域」という。）の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従つて同法第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなすものとする。

ロ 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が自然環境保全地域又は沖合海底自然環境保全地域の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従つて行う行為については、自然環境保全法第二十八条第一項及び第三十五条の五第一項の規定並びに同法第三十条及び第

三十五条の七において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段（同法第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第三十五条の四第三項に係る部分に限る。）及び同法第二十一条第二項（同法第二十八条第一項又は第三十五条の五第一項に係る部分に限る。）の規定は、適用しないものとする。

ハ 認定増進活動又は認定連携増進活動に自然環境保全地域における自然環境保全法第三十条の二第一項に規定する生態系維持回復事業が含まれる場合における当該生態系維持回復事業についての同法の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があつたことをもつて、同法第三十条の三第二項の確認又は同条第三項の認定があつたものとみなすものとする。

3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例

イ 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定による生息地等保護区（以下「生息地等保護区」という。）の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従つ

て同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなすものとする。

ロ 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が生息地等保護区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従つて行う行為については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十九条第一項、第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）及び第五十四条第三項（同法第三十九条第一項に係る部分に限る。）の規定は、適用しないものとする。

ハ 認定増進活動又は認定連携増進活動に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第六条第二項第六号に規定する保護増殖事業が含まれる場合における当該保護増殖事業についての同法の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があつたことをもつて、同法第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定があつたものとみなすものとする。

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特例

認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定による特別保護地区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなすものとする。

5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の特例

認定増進活動又は認定連携増進活動に特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。）の防除が含まれる場合における当該防除についての同法の規定の適用については、当該認定増進活動実施計画又は当該認定連携増進活動実施計画に係る認定があつたことをもって、同法第十七条の四第一項の確認又は同法第十八条第一項の認定があつたものとみなすものとする。

6 森林法の特例

イ 認定増進活動実施者（その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者を除く。）が森林法第五条第一項の規

定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林（同法第五条第一項に規定する民有林をいい、同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）において認定増進活動実施計画に従って行う立木の伐採については、同法第十条の八第一項本文の規定は適用せず、同条第二項の規定は所要の読替えをして適用するものとする。

ロ 認定増進活動実施者（その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者に限る。）又は認定連携市町村等が認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文及び第二項の規定は、適用しないものとする。

7 都市緑地法の特例

イ 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定による特別緑地保全地区（以下「特別緑地保全地区」という。）の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う行為については、同法

第八条第一項、第二項及び第七項後段並びに第十四条第四項及び第八項後段の規定は、適用しないものとする。

ロ 認定増進活動実施者又は認定連携市町村等が特別緑地保全地区の区域内において認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って都市緑地法第十四条第一項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなすものとする。

（第十五条から第二十一条まで関係）

三 生物多様性維持協定

1 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と協定（以下「生物多様性維持協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の連携地

域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。

- 2 生物多様性維持協定については、生物多様性維持協定区域（生物多様性維持協定の目的となる土地の区域をいう。以下同じ。）内の土地の所有者等の全員の合意がなければならぬものとし、認定連携市町村による公告のあった生物多様性維持協定は、その公告のあった後において当該生物多様性維持協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

（第二十二條から第二十六條まで関係）

四 地域における生物の多様性の増進に関するその他の措置

- 1 国は、生物の多様性の増進を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の増進上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（第二十七條関係）

- 2 地方公共団体は、地域生物多様性増進活動を促進する国の取組と相まって、効果的に地域生物多様性増進活動を促進するため、地域生物多様性増進活動を行おうとする者、その所有する土地において

地域生物多様性増進活動が行われることを希望する者、地域生物多様性増進活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の増進に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。 (第二十八条関係)

第四 雑則等

一 関係する施策との連携

国及び地方公共団体は、地域生物多様性増進活動に関する施策の推進に当たっては、関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。 (第二十九条関係)

二 科学的知見の充実及び国際協力の推進

国は、生物の多様性の増進に関する科学的知見の充実のための措置を講ずるものとともに、国際協力を推進するよう努めるものとする。 (第三十条及び第三十一条関係)

三 事業者及び国民の理解の増進等

1 国は、地域生物多様性増進活動に関し、事業者及び国民の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、地域生物多様性増進活動に対して協力をしようとする者の活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとともに、我が国における生物の多様性の状況の推移をよりの確に把握し、及び評価する手法を開発するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、国の施策と相まって、地域生物多様性増進活動に関する事業者及び住民の関心を高め、その理解と協力を得るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

(第三十二条関係)

四 関係行政機関等の協力

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求めることができるものとする。

(第三十三条関係)

五 報告徴収及び罰則

認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に

対する罰則について必要な規定を設けること。

（第三十四条及び第三十七条関係）

六 主務大臣等

この法律における主務大臣、権限の委任等について規定すること。

（第三十五条及び第三十六条関係）

第五 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものであること。ただし、三及び四の規定は、公布の日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の廃止等

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）を廃止し、所要の経過措置を設けること。 （附則第二条及び第三条関係）

三 準備行為

この法律の施行前においても、第二の規定の例により、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めることができるものとする。

（附則第四条関係）

四 政令への委任

二及び三のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

（附則第五条関係）

五 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第六条関係）

六 独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を改正し、独立行政法人環境

再生保全機構の目的、業務及び主務大臣について必要な規定を追加するものとする。

（附則第七条関係）

七 都市緑地法の一部改正

都市緑地法の一部を改正し、緑地確保指針は、基本方針との調和が保たれたものでなければならないものであることを追加するものとする。

（附則第八条関係）